

## 第7章 環境保全措置

### 7.1 環境保全措置の検討

香川県環境影響評価技術指針においては、環境保全措置は対象事業の実施により選定事項又は選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者により実行可能な範囲内で、当該影響を回避し、又は低減すること及び国、県及び関係する市町による環境保全施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として検討するものとされている。

また、検討にあたっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討の結果を踏まえ、必要に応じ、当該事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置の検討を行うこととされている。

以上を踏まえ検討した環境保全措置の検討結果を以下に示す。

### 7.2 環境保全措置の検討結果

#### 7.2.1 大気質

大気質に係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.1-1～表 7.2.1-2 に示す。

表 7.2.1-1 大気質に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事の実施	工事用資材等の搬出入車両台数の低減	低減	高松市	土地の改変に伴う発生土砂は、減量対策を推進し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数をできる限り減らすことにより、沿道の大気質への影響を軽減できる。	なし	なし
	工事用資材等の搬出入車両の維持管理	低減	高松市	工事用資材等の搬出入車両の維持管理を徹底し、車両排ガス等を適正に保つことにより、沿道大気質への影響を抑制できる。	なし	なし
	工事用資材等の搬出入車両の清掃	低減	高松市	工事用資材等の搬出入車両のタイヤ等の洗浄を行うことにより、周辺環境への泥土等の飛散を抑制できる。	なし	なし
	運転手の教育・指導	低減	高松市	工事用資材等の搬出入車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を徹底することにより、沿道大気質への影響を抑制できる。	なし	なし
建設機械の稼働(排ガス)	排出ガス対策型建設機械の採用	低減	高松市	建設工事に使用する建設機械は、排出ガス対策型を採用することにより、周囲への大気質の影響を低減できる。	なし	なし
	建設機械の整備・点検	低減	高松市	建設機械の整備・点検を徹底することにより、整備不良による大気汚染物質の発生を抑制できる。	なし	なし
	教育指導の実施	低減	高松市	アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、建設機械に過剰な負荷をかけないよう留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行うことにより、大気汚染物質の排出量を抑制できる。	なし	なし

表 7.2.1-2 大気質に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事の実施  建設機械の稼働による一時的な影響、 （粉じん等）	散水の実施	低減	高松市	強風時や乾燥時等の砂じんの発生しやすい気象条件においては、必要に応じ、適宜散水を行うことにより、粉じん等の発生を抑制できる。	なし	なし
	敷鉄板の設置	低減	高松市	敷地内の車両走行ルートや重機稼働箇所を中心、可能な限り敷鉄板を設置することにより、粉じん等の発生を抑制できる。	なし	なし
施設の稼働（排ガス）	排ガス処理設備	低減	高松市	最新の排ガス処理設備を採用し、排ガス中に含まれる大気汚染物質の排出抑制を行うことにより、煙突から排出される大気汚染物質による大気質への影響を低減できる。	なし	なし
	運転管理の徹底	低減	高松市	焼却炉の適切な燃焼管理を行うとともに、適切な監視を行うことにより、煙突から排出される大気汚染物質による大気質への影響を抑制できる。	なし	なし
	排ガス濃度等の情報公開	低減	高松市	排ガス濃度等の計測により適正な施設稼働を確認するとともに、情報公開に努め、一般市民が本施設の運転状況を確認できるようにすることで、大気質への不信感の抑制と市民の安心感が得られる。	なし	なし
施設の供用  施設の稼働（粉じん等）	施設を建屋で囲う	低減	高松市	粉じん等を発生させるおそれのある資源化施設及び破碎施設の設備は建屋で囲い、処理過程で生じる粉じん等を周辺に飛散させず、粉じん等の飛散を抑制できる。	なし	なし
	除じん設備の設置	低減	高松市	施設内で発生した粉じん等を集じんダクトで吸引を行い、ろ過式集じん器（バグフィルタ）により除去することにより、粉じん等の発生を抑制できる。	なし	なし
	散水の実施	低減	高松市	施設内で適宜散水を行うことにより、粉じん等の発生を抑制できる。	なし	なし
廃棄物等の搬出入	廃棄物等の搬出入車両台数の低減	低減	高松市	ごみ減量対策を推進し、運搬・持込車両の台数低減に努めることにより、沿道大気質への影響を低減できる。	なし	なし
	廃棄物等の搬出入車両の維持管理	低減	高松市	廃棄物等の搬出入車両の維持管理を徹底し、車両排ガス等を適正に保つことにより、沿道大気質への影響を抑制できる。	なし	なし
	運転手の教育・指導	低減	高松市	廃棄物等の搬出入車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を徹底することにより、沿道大気質への影響を抑制できる。	なし	なし

## 7.2.2 騒音・超低周波音

騒音・超低周波音に係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.2-1～表 7.2.2-2 に示す。

表 7.2.2-1 騒音・超低周波音に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事の実施	工事用資材等の搬出入	工事用資材等の搬出入車両台数の低減	低減	高松市 土地の改変に伴う発生土砂は、減量対策を推進し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数をできる限り減らすことにより、沿道騒音への影響を軽減できる。	なし	なし
		工事用資材等の搬出入車両の維持管理	低減	高松市 工事用資材等の搬出入車両の維持管理を徹底し、過剰な騒音の発生を防止することにより、沿道騒音の影響を抑制できる。	なし	なし
		運転手の教育・指導	低減	高松市 工事用資材等の搬出入車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を徹底することにより、沿道騒音の発生を抑制できる。	なし	なし
	建設機械の稼働	低騒音型建設機械の採用	低減	高松市 建設工事に使用する建設機械は、低騒音型の建設機械を採用することにより、発生する建設作業騒音を低減できる。	なし	なし
		教育指導の実施	低減	高松市 アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、建設機械に過剰な負荷をかけないよう留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行うことにより、騒音の発生を抑制できる。	なし	なし
		仮囲いの設置	低減	高松市 建設工事の期間中においては、必要な範囲に仮囲いを設置することにより、周辺への騒音伝搬の減衰が期待できる。	なし	なし
施設の供用	施設の稼働	低騒音型設備機器の採用と配置	低減	高松市 低騒音型の設備機器を採用するとともに、原則屋内に設置する。また、特に大きな音の発生する設備機器は、必要に応じ、吸音対策を施した室内に設置することにより、外部へ伝搬する騒音を低減できる。	なし	なし
		設備機器の維持管理	低減	高松市 定期的な設備機器等の点検や異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行うことにより、騒音の発生を抑制できる。	なし	なし

表 7.2.2-2 騒音・超低周波音に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
施設の供用  廃棄物等の搬出入	廃棄物等の搬出入車両台数の低減	低減	高松市	ごみ減量対策を推進し、運搬・持込車両の台数低減に努めることにより、沿道騒音への影響を低減できる。	なし	なし
	廃棄物等の搬出入車両の維持管理	低減	高松市	廃棄物等の搬出入車両の維持管理を徹底し、過剰な騒音の発生を防止することにより、沿道騒音の影響を抑制できる。	なし	なし
	運転手の教育・指導	低減	高松市	廃棄物等の搬出入にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を徹底することにより、沿道騒音の発生を抑制できる。	なし	なし

### 7.2.3 振動

振動に係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.3-1 に示す。

表 7.2.3-1 振動に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響	
工事の実施	工事用資材等の搬出入車両台数の低減	低減	高松市	土地の改変に伴う発生土砂は、減量対策を推進し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数をできる限り減らすことにより、沿道振動への影響を軽減できる。	なし	なし	
	工事用資材等の搬出入車両の維持管理	低減	高松市	工事用資材等の搬出入車両の維持管理を徹底し、過剰な振動の発生を防止することにより、沿道振動の影響を抑制できる。	なし	なし	
	運転手の教育・指導	低減	高松市	工事用資材等の搬出入車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を徹底することにより、沿道振動の発生を抑制できる。	なし	なし	
	建設機械の稼働	低振動型建設機械の採用	低減	高松市	建設工事に使用する建設機械は、低振動型の建設機械を採用することにより、発生する建設作業振動を低減できる。	なし	なし
	教育指導の実施	低減	高松市	アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、建設機械に過剰な負荷をかけないよう留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行うことにより、振動の発生を抑制できる。	なし	なし	
	施設の稼働	振動発生機器の配慮	低減	高松市	低振動型の設備機器を採用し、また、特に大きな振動源となる設備機器は、必要に応じ、強固な基礎や独立基礎上に設置することにより、外部へ伝搬する振動を低減できる。	なし	なし
施設の供用	設備機器の維持管理	低減	高松市	定期的な設備機器等の点検や異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行うことにより、振動の発生を抑制できる。	なし	なし	
	廃棄物等の搬出入車両台数の低減	低減	高松市	ごみ減量対策を推進し、運搬・持込車両の台数低減に努めることにより、沿道振動への影響を低減できる。	なし	なし	
	運転手の教育・指導	低減	高松市	廃棄物等の搬出入にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を徹底することにより、沿道振動の発生を抑制できる。	なし	なし	

## 7.2.4 悪臭

悪臭に係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.4-1 に示す。

表 7.2.4-1 悪臭に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
施設の稼働（煙突排出ガス等）	適切な燃焼管理	低減	高松市	炉の適切な燃焼管理や監視を行い、排出ガスの伝搬による悪臭の影響を抑制することにより、悪臭による影響を低減できる。	なし	なし
	臭気の高温分解	低減	高松市	新施設稼働時には、施設内の空気を燃焼用空気として引き込み、焼却炉内で臭気の高温分解を行うことにより、悪臭による影響を低減できる。	なし	なし
	脱臭装置の設置	低減	高松市	炉停止時には脱臭装置による脱臭を行うことにより、悪臭による影響を低減できる。	なし	なし
施設の供用	悪臭の漏洩防止	低減	高松市	新施設においては、施設内を負圧に保ち、ごみピットからの臭気の漏れ出しを防ぐこと、関連施設（破碎施設）においては、密閉化によって建屋内からの臭気の漏れ出しを防ぐとともに、必要に応じて消臭剤の散布を行うことにより、悪臭による影響を低減できる。	なし	なし
	脱臭装置の設置	低減	高松市	新施設においては、炉休止時には脱臭装置による脱臭を行うこと、関連施設（資源化施設）においても、脱臭装置による脱臭を行うことにより、悪臭による影響を低減できる。	なし	なし

## 7.2.5 水質

水質に係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.5-1 に示す。

表 7.2.5-1 水質に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事の実施 造成等の施工による一時的な影響	仮設沈砂池の設置	低減	高松市	敷地内の雨水を仮設沈砂池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし
	仮設沈砂池の浚渫	低減	高松市	仮設沈砂池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし
	速やかな転圧等	低減	高松市	造成の終わった法面等は、速やかな転圧又は養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし

## 7.2.6 植物

植物に係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.6-1 に示す。

保全対象となる重要な種の生育環境は新施設整備予定区域の中心付近であり、予定区域の面積が限られていることから、「回避」又は「低減」による保全は困難である。また、新施設整備予定区域の再設定には数年単位の時間を要し、既存施設の延命化も困難であることから、事業地の変更による「回避」も困難である。そのため、「影響を受ける」と予測された種の環境保全措置は、主に「代償」措置とした。

表 7.2.6-1(1) 植物に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事の実施及び施設の供用  <small>造成等の施工及び施設の存在（生息地の消失又は縮小）</small>	地形改变の最小化	最小化	高松市	工事施工ヤードは対象事業実施区域内を利用するなど、土地の不要な改変を避けることで、植物の生息生育環境の消失・縮小を最小化し、植物への影響を低減できる。	なし	なし
	個体の保護・移植	代償	高松市	土地の改変により主要な生育環境を改変される種 <small>注1)</small> 及び付随的に確認されたその他の重要な種 <small>注2)</small> について、周辺の生息生育環境への移植を行うことで、対象種への影響を回避・低減できる。	移植種の定着に不確実性あり	なし
	施工時の配慮	低減	高松市	工事関係者に対し、工事区域外への不要な立ち入りや植物の採取等を禁止することで、植物への影響を低減できる。	なし	なし

注 1) 対象種：ギンラン、アケボノシュスラン、イヌタヌキモ

注 2) 対象種：フトヒルムシロ

表 7.2.6-1(2) 植物に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事の実施及び施設の供用  造成等の施工及び施設の存在 (土地の改変に伴う水の濁り)	仮設沈砂池の設置	低減	高松市	敷地内の雨水を仮設沈砂池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし
	仮設沈砂池の浚渫	低減	高松市	仮設沈砂池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし
	速やかな転圧等	低減	高松市	造成の終わった法面は、速やかな転圧又は養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、改変範囲の下流生息生育する種 <sup>注)</sup> への影響を低減できる。	なし	なし

注) 対象種 : フトヒルムシロ

## 7.2.7 動物

動物に係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.7-1 に示す。

保全対象となる重要な種の生息環境は新施設整備予定区域の中心付近であり、予定区域の面積が限られていることから、「回避」又は「低減」による保全は困難である。また、新施設整備予定区域の再設定には数年単位の時間を要し、既存施設の延命化も困難であることから、事業地の変更による「回避」も困難である。そのため、「影響を受ける」と予測された種の環境保全措置は、主に「代償」措置とした。

表 7.2.7-1(1) 動物に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事の実施及び施設の供用  造成等の施工及び施設の存在（生息地の消失又は縮小）	地形改変の最小化	最小化	高松市	工事施工ヤードは新施設整備予定区域内を利用するなど、土地の不要な改変を避けることで、動物の生息環境の消失・縮小を最小化し、動物への影響を低減できる。	なし	なし
	個体の保護・移植	代償	高松市	土地の改変により主要な生息環境を改変される種 <sup>注 1)</sup> 及び付随的に確認されたその他の重要な種 <sup>注 2)</sup> について、周辺の生息環境への移植を行うことで、対象種への影響を回避・低減できる。	移植種の定着に不確実性あり	なし
	代償環境の整備	代償	高松市	土地の改変により主要な生息環境を改変される種のうち、周辺に生息環境が確保できない種 <sup>注 3)</sup> については、既存の類似環境を整備し、代償環境を確保したうえで、移植を行うことで、生息環境を代償し、対象種への影響を回避・低減できる。	移植種の定着に不確実性あり	なし
	植栽の実施	低減	高松市	敷地内において、可能な限り植栽を施すことで、動物の生息環境を創出することができる。	なし	なし
	建設機械・工法の選定	低減	高松市	できる限り低騒音型の建設機械・工法を採用するよう努めることで、動物への影響を低減できる。	なし	なし
	施工時の配慮	低減	高松市	工事関係者に対し、工事区域外への不要な立ち入りや動物の採取等を禁止することで、動物への影響を低減できる。	なし	なし

注1) 対象種：セトウチサンショウウオ、ミナミメダカ

注2) 対象種：トノサマガエル、ベニイトンボ、サラサヤンマ、タベサナエ、ヒメアカネ、オオミズムシ、スジヒラタガムシ、ヒラマキミズマイマイ、ヒラマキガイモドキ、ドブシジミ

注3) 対象種：ヒメタイコウチ

表 7.2.7-1(2) 動物に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事の実施及び施設の供用  造成等の施工及び施設の存在 (土地の改変に伴う水の濁り)	仮設沈砂池の設置	低減	高松市	敷地内の雨水を仮設沈砂池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし
	仮設沈砂池の浚渫	低減	高松市	仮設沈砂池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし
	速やかな転圧等	低減	高松市	造成の終わった法面等は、速やかな転圧又は養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし

## 7.2.8 生態系

生態系に係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.8-1 に示す。

表 7.2.8-1 生態系に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
造成等の施工及び施設の存在(生息地の消失又は縮小)	地形改変の最小化	最小化	高松市	工事施工ヤードは新施設整備予定区域内を利用するなど、土地の不要な改変を避けることで、動物の生息環境、植物の生育環境の消失・縮小を最小化し、生態系への影響を低減できる。	なし	なし
	植栽の実施	低減	高松市	敷地内において、可能な限り植栽を施すことで、動物の生息環境を創出することができる。	なし	なし
	建設機械・工法の選定	低減	高松市	できる限り低騒音型の建設機械・工法を採用するよう努めることで、生態系への影響を低減できる。	なし	なし
	施工時の配慮	低減	高松市	工事関係者に対し、工事区域外への不要な立ち入りや動物・植物の採取等を禁止することで、生態系への影響を低減できる。	なし	なし
造成等の施工及び施設の供用	仮設沈砂池の設置	低減	高松市	敷地内の雨水を仮設沈砂池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし
	仮設沈砂池の浚渫	低減	高松市	仮設沈砂池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし
	速やかな転圧等	低減	高松市	造成の終わった法面等は、速やかな転圧又は養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし

### 7.2.9 景観

景観に係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.9-1 に示す。

表 7.2.9-1 景観に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
施設の供用	構造物の意匠の検討	低減	高松市	建屋・煙突の形状及び配色に配慮することで、周辺景観との違和感を低減できる。	なし	なし
	植栽の実施	低減	高松市	敷地内においても可能な限り植栽を施すことで、周辺環境との調和を図ることができる。	なし	なし
	「高松市景観計画」との整合	低減	高松市	「構造物の意匠の検討」及び「植栽の実施」においては、「高松市景観計画」との整合を図ることで、地域環境の統一性を図ることができる。	なし	なし

## 7.2.10 廃棄物等

廃棄物等に係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.10-1 に示す。

表 7.2.10-1 廃棄物等に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事の実施 造成等の施工による一時的な影響	適正な処理及び再利用	低減	高松市	建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、適正な処理及び再利用を図ることにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。	なし	なし
	適正な処分	低減	高松市	再利用及び再資源化が困難な建設副産物は、産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処分を行うことにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。	なし	なし
	再資源化の促進	低減	高松市	建設副産物は、再利用しやすい材料の使用や分別を徹底し、再資源化の促進に努めることにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。	なし	なし
	建設発生土の再利用	低減	高松市	建設発生土は可能な限り埋戻土として対象事業実施区域内で再利用を図るとともに、再利用が困難な建設発生土については、工事間利用の促進に努めることにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。	なし	なし
施設の供用	適正な処理及び処分	低減	高松市	施設供用後に発生する廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に中間処理を行ったうえで、適正な処理・処分を行うことにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。	なし	なし
	ごみ分別・減量化の推進	低減	高松市	ごみ分別回収の徹底及びごみの減量化の取り組みを推進することにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。	なし	なし

### 7.2.11 温室効果ガス

温室効果ガスに係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.11-1 に示す。

表 7.2.11-1 温室効果ガスに係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
施設の供用	エネルギー回収・循環利用	低減	高松市	焼却処理により発生した余熱や発電した電力を、できる限り施設の内外で利用するなど、エネルギーの回収・循環利用に努めることにより、温室効果ガスによる影響を低減できる。	なし	なし
	再生可能エネルギーによる発電設備の導入	低減	高松市	太陽光発電等の再生可能エネルギーによる発電設備を導入することにより、温室効果ガスによる影響を低減できる。	なし	なし